



00

契 約 書

衆議院（以下「甲」という。）と、日本航空株式会社（以下「乙」という。）とは、衆議院議員（以下「議員」という。）による甲の発行する国會議員航空引換クーポン（以下「クーポン券」という。）の使用にかかる後払精算に関し、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲の発行するクーポン券と引き換えに乙（航空法（昭和27年法律第231号）及び同施行規則（昭和27年運輸省令第56号）の定めるところにより乙と運送の共同引受を行う航空事業者及び乙の航空券・料金券（以下「航空券等」という。）での発券を委託している航空事業者を含む。）の国内線の航空券等を発券するものとし、甲はその対価を支払うものとする。

（契約の有効期間）

第2条 本契約の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金の納付は免除する。

（クーポン券の使用）

第4条 クーポン券はすべて記名式とし、議員本人以外の使用はできないものとする。また、いかなる場合においても現金による払い戻しは行わない。

2 議員は、乙の直営支店・営業所・総代理店及び乙の指定するところにて、クーポン券に基づき乙の航空券等を購入することができる。

（効力等）

第5条 クーポン券の取り扱いについては、別紙「国會議員航空引換クーポン取扱要領」によるものとし、クーポン券により発券された航空券等は、発券以降次項に定める場合を除き国内旅客運送約款及びこれに基づく規定に従う。

2 航空券等の払い戻しが発生した場合、乙は現金による払い戻しは行わず、クーポン券面の金額欄の調整により払い戻しを行う。

（請求並びに支払）

第6条 甲又は甲の指定する職員は、各月経過後、クーポン券の使用を確認するための検査を行うものとする。

2 乙は、議員が航空券等の発券のために使用したクーポン券を、毎月末日をもって集計し、甲宛に発行する請求書に添えて、翌月20日までに送付するものとする。

3 甲は、前項の規定により乙から適法な請求書を受理したときは、その日から起算して

30日以内に支払わなければならない。

- 4 乙が航空券代金の精算業務を他の航空事業者に委託している場合、業務を受託した航空事業者が乙を代行して請求並びに支払いを受けるものとする。

(支払遅延利息)

第7条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条第3項の期間内に航空券等代金を支払わないときは、乙に対してその期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が決定した利率による遅延利息を支払うものとする。

(解約の申し入れ)

第8条 甲または乙は、相手方が正当な理由なくして本契約を履行しない場合には相手方に対し解約の申し入れをすることができる。

- 2 甲または乙は、前項による場合、契約解除日の60日前までに相手方に対し文書をもって通知する。

(暴力団の排除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく本契約を解除することができる。

- 一 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - 二 暴力団（暴力団対策法第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - 七 乙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていたとき（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 甲は、前項の規定による本契約の解除によって生じた乙の損害について、賠償の責を負わないものとする。

3 乙は、第1項の規定による本契約の解除によって甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(秘密情報の保持)

第10条 乙は、本契約の履行に関し知り得た秘密情報を他に漏らし又は他の目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当するものは、秘密情報に含まれないものとする。

- 一 甲から開示を受ける前から公知の情報
 - 二 甲から開示を受けた後、開示を受けた乙の責によらないで公知となつた情報
 - 三 開示について甲乙による事前の合意がある場合
 - 四 乙が第三者から守秘義務を課されることなく取得した情報
 - 五 甲から開示を受ける前から既に自ら正当に所持していた情報
 - 六 法令に基づき、管轄官公庁・裁判所・検査当局等の公的機関より開示を要求される情報
- 2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効とする。

(紛争の解決)

第11条 本契約に関し甲乙両者間に生じた紛争または疑義を生じた事項については、双方協議のうえ処理することとし、なお解決に至らぬときは公的機関に解決を依頼するものとする。

(その他)

第12条 本契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上定めるものとする。

本契約締結を証するために本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 東京都千代田区永田町1-7-1

支出負担行為担当官

衆議院庶務部会計課長

白 藤 知

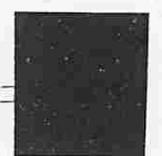


乙 東京都品

日本航

代表

赤 坂 祐



別紙

国會議員航空引換クーポン取扱要領

衆議院と日本航空株式会社（以下「航空会社」という。）の間で締結した契約に基づき、衆議院議員（以下「議員」という。）が航空会社の航空券等を使用するに關し、国會議員航空引換クーポン（以下「クーポン券」という。）を設定することとし、下記により取り扱う。

記

1. クーポン券の交付

- (1) 1ヶ月ごとに交付するものとする。
- (2) 紛失した場合は、再交付しないものとする。

2. クーポン券の効力

- (1) 議員の資格を有する記名本人に限って有効とする。
- (2) 航空会社の直営支店、営業所、総代理店、航空会社指定の販売所及び株式会社 J T B 国会内店に限って、クーポン券を利用することができます。
- (3) クーポン券で発券できる航空券等は、日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、日本トランസオーシｬン航空株式会社、株式会社 A I R D O 、スカイマーク株式会社、オリエンタルエアブリッジ株式会社、株式会社ソラシドエア、株式会社スターフライヤー及び日本エアコミューター株式会社の便に搭乗するものに限ることとする。
- (4) クーポン券1ヶ月分の使用金額は、議員ごとに東京と選挙区（比例代表選出議員は届け出た住所地）の4往復分（片道運賃×8回）若しくは3往復分（片道運賃×6回）相当額として、算出された額とする。
- (5) 有効期間は、その年度末（3月31日）までとする。
- (6) クーポン券の現金による払い戻し及び釣り銭の支払いはしないものとする。
- (7) クーポン券が汚損、損傷等により、その記載事項が不明瞭な場合、または切り離しの使用は無効とする。
- (8) クーポン券の用片6、用片11及び用片12で航空会社の航空券等は購入できないものとし、用片11及び用片12に残高のある場合は事務局で補助のクーポン券に残高金額を記入して交付するものとする。
- (9) クーポン券による領収書は発行しないものとする。

3. クーポン券の様式

クーポン券の様式は別紙の通りとし、衆議院が調製する。

別紙

表紙



国會議員航空引換クーポン

平成 31 年 月 分

衆議院議員

殿

見
本

衆

議

院

表紙裏

御注意

- ① このクーポンは記名御本人のみが使用できます。
- ② このクーポンは、下記航空会社の直営営業所、総代理店及びJTB国会内店に限り取扱いいたします。
- ③ 有効期限は、各用片記載のとおりです。なお、議員の身分を失った場合は、その翌日以降、このクーポンによる発券及び発券した航空券の使用はできません（ただし、衆議院が解散された場合には、解散日を含めて5日間使用できます。）。
- ④ このクーポンを紛失した場合は再発行いたしません。
- ⑤ このクーポン及びクーポンで発券した航空券等の現金による払戻し及び釣銭の支払はいたしません。
航空券等の払戻しや変更の手続き時は、このクーポンをご持参ください。
- ⑥ 汚損、損傷等により、このクーポンの記載事項が不明瞭な場合、または、用片を切り離しての使用は、無効とします。
- ⑦ 用片6、用片11及び用片12での発券はできません。用片11及び用片12に残高のある場合、庶務部議員課にてクーポンの交換発行をいたします。
- ⑧ このクーポンにて発券した航空券等の領収書は、発行されません。
- ⑨ 有効期間満了後は使用、未使用に関わらず、すみやかに庶務部議員課までお返しください。

〔クーポンが利用できる航空会社〕

日本航空

全日空

スカイマーク

日本エアコミューター

AIR DO

スター・フライヤー

日本トランセオーシャン航空

ソラシドエア

オリエンタルエアブリッジ

用片1

